

別表

みやこ町入札参加資格審査申請書提出書類

※申請書を提出する場合は事前に提出書類を確認し、この用紙を一番上にして下記の書類と一緒に綴じて提出してください。

商号又は名称

No.	内 容	確認事項 ※確認後、申請者確認欄にレ点を記入して下さい。	町内業者				町外業者				該当の有無 確認欄 町内業者のみ	申請者 確認欄	受付時 確認欄
			建設		測量		建設		測量				
			法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人			
1	入札参加資格申請書 ・町内業者は様式1号 ・町外業者は国土交通省地方整備局の様式	商号又は名称にふりがなを付けて下さい。 町内業者の測量・建設コンサルタント等については、国土交通省地方整備局の様式。 本店との重複登録（本店と営業所等の両方で登録）はできません。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
2	営業所一覧表 ・町内業者は様式2号 ・町外業者は国土交通省地方整備局の様式		○	○	○	○	○	○	○	○			
3	工事（業務）経歴書 ・町内業者は様式3号 ・町外業者は任意様式	申請直前2年間分を添付して下さい。	○	○	○	○	○	○	○	○			
4	退職者給付の状況 ・様式4号	契約者証（写）又は履行証明書等を添付して下さい。	○	○							※建設工事業者のみ		
5	営業の沿革 ・様式5号	申請者が個人の場合のみ		○		○							
6	技術者経歴書 ・町内業者は様式6号 ・町外業者は任意様式	常勤者のみ記載 （免許取得年月日を必ず記入して下さい）	○	○	○	○	○	○	○	○			
7	営業用機械器具調書 ・様式7号		○	○							※建設工事業者のみ		
8	償却資産申請書（写し）	みやこ町役場税務課へ令和5年に申告し、 受付印を押されたもの の写し ※税務署に提出したものではありません	○	○							※建設工事業者のみ		
9	経営規模等評価結果通知書 総合評価値通知書	直近のもので、写しを提出して下さい。 経営事項審査を受け直した場合も速やかに提出して下さい。	○	○			○	○					
10	建設業許可証明書又は許可証及び登録証明書等	有効期間の確認ができるもの	○	○	○	○	○	○	○	○			
11	商業登記簿謄本（写し可）	法人のみ ※令和5年1月1日以降発行のもので、 登記内容に変更のないもの	○		○				○				
12	代表者身分証明書	申請者が個人の場合のみ ※令和5年1月1日以降発行のもので、 証明内容に変更のないもの		◎		◎			○				
13	使用印鑑届（原本） ・町内業者は様式8号 ・町外業者は任意様式	実際に取引に使用する印鑑を届けること	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
14	印鑑証明書（写し可）	法人は法務局 ※令和5年1月1日以降発行のもので、 証明内容に変更のないもの	○	○	○	○	○	○	○	○			
15	労働保険料納入証明書	未納のない証明 ※直近1年分の申告書及び領収証の写し可 ※該当「無」の場合は理由書を付けること（任意様式）	○	○	○	○							
16	国税（写し可）	未納税額のない証明【税務署】 （法人）その3の3（個人）その3の2 ※令和5年1月1日以降発行のもので、 証明内容に変更のないもの ※e-Taxを使用したオンライン請求も可能です。 詳細はe-Taxホームページを参照してください。 （http://www.e-tax.nta.go.jp/）	○	○	○	○	○	○	○	○			
17	申立書 ・町内業者、町外業者ともに、様式9号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
18	確約書 ・町内業者、町外業者ともに、様式10号		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
19	代表者の家族・役員名簿 ・様式11号		◎	◎	◎	◎							
20	代表者の住民票	直近のもので、世帯全員の記載があるもの （マイナンバーの記載のないもの）	◎	◎	◎	◎							
21	町税の滞納のない証明書 （課税がない場合は、非課税証明書）	・町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税 ・法人の場合は法人町民税も提出して下さい。 ・個人業者は個人のもの ・法人業者は法人及びその代表者のもの ※令和5年4月1日以降発行のもの [本庁税務課又は各支所窓口係]	◎	◎	◎	◎							
22	住宅新築（改築）資金等償還金完納証明書	（該当者のみ）個人業者は個人のもの、 法人業者は代表者のもの [総務課人権男女共同参画室（本庁）]	◎	◎	◎	◎							
23	町営住宅使用料完納証明書	（該当者のみ）個人業者は個人のもの、 法人業者は代表者のもの [建築課（勝山本庁別館）]	◎	◎	◎	◎							
24	上下水道料金完納証明書	（該当者のみ）個人業者は個人のもの、 法人業者は法人及びその代表者のもの [上下水道課（勝山本庁別館）]	◎	◎	◎	◎							
25	町保育料完納証明書	（該当者のみ）個人業者は個人のもの、法人業者は代表者のもの [子育て・健康支援課 本庁]	◎	◎	◎	◎							
26	委任状	本店等の代表者が支店等の支店長等を代理人と定め、入札等の業務を委任する場合のみ提出して下さい。	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
27	建設業許可申請書の様式第八号（1） 専任技術者証明書（写し） （平成30年度以前に町内業者として登録がある事業者）	※営業所に対し委任を行う場合は、当該営業所の専任技術者を必ず配置していること。	○	○									
28	事業所位置図及び写真 ・様式12号	写真はカラーのもので、事務所の看板、全景及び事務所内の様子が確認できるもの	○	○	○	○							

※◎は原本、○は写し可を示しています。塗りつぶしている部分は、昨年度からの変更箇所です。ご注意ください。

※町内業者とは、みやこ町内に主たる営業所を置く者をいう。ただし、みやこ町内にその他の営業所を置く者で、平成30年度以前から、町内業者として受付している者は継続申請をする限り町内業者として受付けます。

※その他の営業所とは、みやこ町内に支店・営業所等を構え、設立届等が提出され、その支店等が法人町民税の課税対象となり、かつ専任技術者を配置している支店をいう。（支店は登記簿謄本等、営業所については設立届等の確認できる書類を添付して下さい。）

※上記の一覧表の順序で、A4の紙ファイル（色の指定はありません）に綴じ、1部を提出して下さい。（ファイルの押さえ板が金属製等は不可）

※ファイルの表紙及び背表紙には会社名を記入して下さい。

※申請者は、必ず申請前に確認事項を確認し、「申請者確認欄」にレ点を記入して下さい。

※町内業者の方で、No.4、No.7、No.15及びNo.22～No.28の項目に該当するものがない場合は、「該当の有無確認欄」に×印をつけて下さい。